

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第17回理事会

平成8年8月

平成 8 年 8 月 13 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

三者合同懇談会並びに第 17 回理事会

議題

1. フィリピンでの公示及び今後の展開
2. 理事長の手紙
3. リラへの回答
4. アジア太平洋戦後補償フォーラムについて
5. 台湾への対応
6. その他

以上

お知らせ

女性のためのアジア平和国民基金は、このたび、先の大戦中に「従軍慰安婦」とされたフィリピンの犠牲者の方々への道義的責任を果たすため、国民の償いの気持ちを表す一時金のお届けを致します。なお、一時金をお届けする方に対して、日本国内閣総理大臣の手紙が届けられることとなります。また、プライバシーは保護されます。

1 対象：95年7月19日（女性のためのアジア平和国民基金の設立日）現在御存命の「従軍慰安婦」とされた犠牲者の方及びその遺族（配偶者及び子）の代表の方で正規の手続きを経て認定された方

2 受付期間：このお知らせの日より5年間

3 連絡先：電話番号 896-82-68

受付時間（土日曜祝祭日を除く毎日午前10時から正午及び午後2時から午後5時まで）

私書箱 フィリピン、マカティ市

マカティ中央郵便局私書箱4707号

該当されると思われる方は上記連絡先から手続きのための用紙入手し、上記の受付期間内に指定された提出先へ同用紙を提出して頂くことになります。

1996年8月13日

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原 文兵衛（前参議院議長）

「女性のためのアジア平和国民基金」は、日本国政府と日本国民とともに協力しながら、先の大戦中に「従軍慰安婦」とされた犠牲者の方々に対する道義的責任を果たすための国民的な償いや医療・福祉支援事業などの活動を行っているものです。

ANNOUNCEMENT

13 August 1996

The Asian Women's Fund (AWF) will disburse a sum of money to offer atonement from the Japanese people to those who suffered as "wartime comfort women." A letter will also be sent from the Prime Minister of Japan to the recipients of the above-mentioned sum. The privacy of each recipient will be protected.

Eligibility:

Surviving former "wartime comfort women" as of 19 July 1995 (the date of the establishment of the AWF) and, if deceased since aforementioned date, a representative of the bereaved family (namely, spouse and children), subject to recognition as such through the regular procedure, shall be eligible.

Period of Application:

Five years from the publication of this announcement

Inquiry:

Please call Telephone No. 896-82-68
(10-12 a.m. and 2-5 p.m., except on Saturdays, Sundays, and holidays)
Postal Box Office No. 4704
Makati Central Post Office
Makati City, Philippines

Those who meet the eligibility criteria are requested to obtain application forms from the above-mentioned inquiry points, and to submit or return the completed forms within the period of application.

BUNBEI HARA
President
Asian Women's Fund
and Former President
House of Councillors
The Japanese Diet

The Asian Women's Fund, in cooperation with the Government and people of Japan, is engaged in activities (e.g.道歉 (Apologetics) (Atonement) from the Japanese people, and medical and welfare assistance programs) to exert moral responsibility to those who suffered as former "wartime comfort women".

(3)

フィリピン・グループ報告

日時：8月9日（金）

場所：幕張国際会議場

出席者：ネリア・サンチョ、JV バウチスタ、ロラ・ヘンソン、有馬真喜子副理事、松田瑞穂
(アジア女性基金事務局)

オブザーバー：松井審議官(外政審議室)、梅田課長(外務省)

リラ側の説明及び要求は以下通り。

* リラの公式の立場は変わらないが、「慰安婦」にされた生存者の意志を尊重して、アジア女性基金委員会を設けた。

* すでに基金に対して提案をしたが、(1) 認定の過程に参加したい。(2) この委員会を通じてアジア女性基金に協力をするので個々の生存者に接触しないでほしい。(3) 「慰安婦」とされたフィリピン生存女性の経験は、韓国やその他の国の女性の体験とは異なる。歴史的な背景も違うので、単に拘束の長短などで認定条件を決めないで、理解してほしい。

* 基金への提案に対する返事を、今回訪問の帰国前(8月11日)に文書でほしい。

これに対し基金側は

* 新しく設けられたリラのアジア女性基金委員会の協力を期待する。

* 8月12日に比政府と大使館が話し合うが、8月15日前に受け取りのセレモニーを行うなら、その前に比政府の確認インタビューが必要になる。それまでに受け取りを希望している生存者の確認のための書類が必要。委員会に協力してほしい。

* 認定の過程への参加については、どの程度の参加が可能か比政府との協議を経なければ確答出来ない。努力する。

その結果、1) 基金が決めている8月15日の件については、取りあえず協力する。2) 比政府による特定のためのインタビューについては、受け取りを希望する女性たちをマニラに集めるようにする。3) 一定の場所でインタビューを行えるように手配するが、リラ側も同席したい。

以上

添付書類

- 1) 8月10日付 提案に対する確認の手紙
- 2) 8月12日付 基金として協力を要請

ASIAN WOMEN'S FUND

2-17-42 Akasaka Minato-ku Tokyo 107 JAPAN
Phone.0081-3-3583-9346, Fax.3-3583-9347

August 10, 1996

Dear Ms. Nelia Sancho

Thank you for your fax communication of August 6.

The Asian Women's Fund, in its board meeting on August 6, decided that the Fund welcomes and respects your decision of the creation of a Committee on the Asian Women's Fund for the Philipino victims who intend to avail of the Fund activities.

We highly regard your two propositions, namely the third and fourth paragraphs of your above communication, and will request the Japanese Government to consult with the Philipino Government on these issues.

The Asian Women's Fund wishes to maintain close dialogue with your organization as a partner in the Philippines.

Sincerely yours,

原文兵衛


Bunbei Hara

President

Asian Women's Fund

ASIAN WOMEN'S FUND

2-17-42 Akasaka Minato-ku Tokyo 107 JAPAN
Phone:0081-3-3583-9346, Fax.3-3583-9347

12 August 1996

Ms. Nelia Sancho
Coordinator/Chairperson
LILA Pilipina

FAX. 63-2-433-8281

Dear Nelia,

Followed to our conversation, we would like to state as follows:

The Asian Women's Fund anticipates a Committee on the Asian Women's Fund to facilitate the qualifying process of Filipina applicants, in particular, to assist victims in preparing documents required for the application.

With kind regards,

Yours sincerely,

原文共済

Bunbei Hara
President

アジア女性基金に関する私の見解

マリア・ロサ・ルナ・ヘンソン

フィリピン人被害者

1995年7月、私たちが日本政府に対して行っている裁判の弁護団の高木弁護士がリラ・ビリビーナを訪れて以来、私はアジア女性基金について考え、詳しく調べてきました。高木弁護士はマニラ首都圏およびパンパンガのローラ全員の前で、民間の人々からの募金によるアジア女性基金を設立するという村山構想を説明しました。

私は高木弁護士のお話を理解し、心の底では賛成しましたが、会議中は発言することを控えました。その時は決心が固まっていなかったので、結論を出すはのまだ早いと思ったからです。

1996年1月24日、有馬真喜子さんと林陽子弁護士がリラ・ビリビーナを訪れ、アジア女性基金は償い金を支払うものであると説明しました。私はお二人にいたいたパンフレットを読み、考え、そして1996年4月にアジア女性基金を受け取ることを決意し、報道関係者にもそのように伝えました。これは私が自分自身で決めたことです。

一時金支給の受け付け開始日と報道された7月19日や8月15日が近くなると、多くのローラ、日本の支援者は明らかに私を非難し、日本政府からの直接の国家補償以外を受け取っても私の尊厳は回復されないといました。

私の尊厳がもはや回復しえないということは当然のことです。私は50年以上も前にあのような経験をしたのです。強かんされたことで、周囲の人々は私が汚れていると見るようになりました。今でさえ、私が「慰安婦」とされたことを信じようとしない人々が私をはずかしめ、侮辱します。

私はアジア女性基金について様々な観点から考えてみました。そして、基金を受け取ることによって、私たちの裁判や正義を求める運動が不利な立場に置かれることはないという結論にたどりつけました。

裁判を続けるか否かは弁護団が決め、判断することです。私は既に年老い病気がちで、今でも一日一日を生き延びるために苦労し、多くの生活上の困難を抱えています。ですから私はアジア女性基金を受け取ることを決めたのです。

1996年 8月 12日

戦後補償実現キャンペーンの申し入れ

8月12日(火)

午後3時—1時間 4時まで

来訪

計9名

話し合い

声明文の受け取り

関釜の声明文の受け取り

台湾当事者の話

基金事業の説明

<双方発言要旨>

1. 国家補償以外 収取られ、何年かゝると、金がほしくて手てしているのではな
い。
(韓国)
2. 国民基金は被害者を分割迷惑させらるべく凍結せよ。
3. 国民基金開催者も国家補償の早期実現のため英斗すべきである。
4. イントラ沖等を差別しては、募金額では基金は破壊的振舞である。
5. (台湾) 国家補償は別であることが政府文書で確認されれば、
国民基金の儲け金を受取ることも考慮される。
6. (韓国) 先に政府が300万円があり、これに国民基金が200万円
が追加する形であり、会取れる。

申し入れ書

「女性のためのアジア平和国民基金」展

太平洋戦争当時10万とも20万ともいわれる植民地女性達を性奴隸にかり出した日本軍「慰安婦」問題は日本軍国主義の不道徳性を象徴的に見せてくれる恥部である。

日本政府がこの問題に対して国際社会の非難から逃れる道は、事実を正直に認め謝罪と賠償をし、関係者を処罰する他はない。にも係わらず日本政府は正しい道を必死で拒否し、結局過去の荷物を後世にまでおしつける愚をおかしている。

こういう情勢の中で「女性のためのアジア平和国民基金」という理屈にも合わない一時しのぎの発想を持ち出したことに私たちは嘆然としている。私たちは「女性基金」のメンバーの中には、たくさんの良心的親韓派が参加していることを知っている。また、あなたたちの動きが国連人権委員会の採択により困難に陥っている政府を助けるというより、日本の保守的世論を意識した次善策として出発した事も知っている。

にも係わらずあなたたちが提起している解決策は日本政府の謝罪という問題の核心をさけた彌縫策にすぎない。だから韓国の関連団体や被害者が拒否してあたりまえである。したがって女性基金は無駄な努力をやめて欲しい。

過去の罪禍に対し当然なすべき謝罪と賠償を回避しては、先進国の隊列に参入することは出来ない事実を日本政府は忘れてはならない。

日本軍「慰安婦」問題という韓日間の争点が提起されることによって、当然正しくとりくまれるべきところを、韓日基本条約にしがみついて日本政府が自身の責任を認めようとしないばかりか、機会あるごとに過去の歴史をゆがめる発言を繰り返すことによって、過去の罪をぬりつぶせると考えていたらとんでもない錯覚である。日本のこうした態度はかえって韓日間の平和の土台を崩し、国際社会の日本に対する不信を一層深めるのみである。日本政府はドイツ政府が第二次世界大戦後なぜそんなに徹底的な反省と賠償をしたのかを考えてみるべきである。

最近、韓国に来たあなたたちのメンバーは何人かの被害者たちに女性基金を受け取るよう説得したけれど誰も応じなかった。また女性基金メンバーは関連団体との接触も試みたけれど対応はこれを拒否した。ついに韓国政府の関係者に会い、被害者の身元の把握と被害者と接觸をするための協力を要請したが、韓国政府はこれを拒絶したのみならず、国連人権委員会がクマラスワミ報告書を採択して日本軍「慰安婦」問題に対する日本政府の国際法的責任を認めたからには、被害者の個別補償は被害者と関連団体が納得のいく方法で処理すべきだと強調した。これによって8月15日から支給しようと力んでいた「女性基金」はやむなく一時保留になった。こうした情勢にも係わらずあなたがたはなおも慰労金支払いを強行しようとしている。

あなたがたが真に「慰安婦」問題の解決を望むならば女性基金を凍結し国連勧告に基づく解決を日本政府に求めるべきである。それが、「慰安婦」問題の一一番早い解決方法である。

それと同時に、被害者達の切なる望みである日本政府による謝罪と賠償をことごとく拒否して一方的に決めた「女性基金」を「対話」と名づけて押しつけないで欲しい。二度と韓国には来て欲しくない。「女性基金」のメンバーの皆さんのが良心的な理解と反省を求める。

1996年8月12日

私たち、「国民基金」一時金支給による
戦後補償の幕引きに反対し、
今こそ、政府の責任による真の謝罪と
個人補償実現を求めます。

高武法子／東洋シャッターワーク組合／きどりこ(監修)／大分哲郎(監修)／ミヨシ祐輔
平和と生活をむすぶ会／中村まさこ(監修)／島居愛子／寄せ場連帯実行委員会／東洋大学
反戦行動委員会／河本幸三(監修を付す)／松田善法(監修)／大高正巳(監修)／松島洋介(全
民大運動組織会議)／山口宏(監修)／高田朱美(大運動組織会議)／三ツ林安治／働く
青年の全国文教大会大阪市内北地域実行委員会／宇田川宏(監修)／南部平和と生活をむすぶ
会／星野慶枝(監修)／茅根清一(監修)／K D ミストラル／中島さんの強制異動
撤回を願うる会／反リストラ闘争労／上目黒福祉工房園田闘争に連帯する会／寺岡精工
全交の会／品川とがんばる会／平和と生活をむすぶ大田の会／F D 月桃の会／石渡拓男(大
阪立憲会議)／井上裕之／瀬口清志(防衛会議)／原誠二(監修)／井手豊春一(監修)
／大西裕三郎／吉崎晴起(監修-歎願賛成会)／田丸博和／山田仁子／手塚美子／高
谷雅一／木村章子／若槻満里子／生沼見香／三ツ木透／山本浩／東嶋裕彦／前野江利子／
伊沢桂子(監修)／松下電気製作所労働組合／桑折社一／山本英央(ゆめと活動会)／吉本君の
不当解雇を撤回させる会／藤平輝明(監修)／中島慎一郎(監修を付す)／伊集
院真知子／田中伸尚(ソフィア・ラボ)／松井やよい(ソフィア・ラボ)／角野正人(監修)であります
)／宇田川順子(監修)／面並母と女性教職員の会／ふたたびアジア人民をじゅうりんし
侵略し支配しないための日本人民運動'90(1990年PM)／日比連帯運動東京(JPSM)
／フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会／栗林啓一／黒崎裕子／佐々木重雅(監修)
／坂和優(監修)／木村武志(監修)／部落解放同盟東京都連合会荒川支部
／部落解放同盟東京都連合会荒川支部女性部／「日の丸」「君が代」の押しつけに反対する
豊田ネットワーク／活動家集団「思想運動」／北川裕明(監修)／董松朋宏(監修)／
西村剛津／西村令子／折笠清美(監修)／島田達之(監修)／島田俊子(監修)／藤内竹夫(監修)
／／藤内翠苗(監修)／島田重雄(監修)／島田日出子(監修)／山口大学ユネスコ
クラブ／三多摩労働組合交流センター／加茂信子(監修)／牧野映／千葉泰樹／
NO!AWACKSの会／野村晋一(監修)／三多摩在日韓国朝鮮人の人権フォーラム／加
藤功一／高橋優子(監修)／喜生祥／安永麻由子(監修)／神本博光(監修)／池田幸子

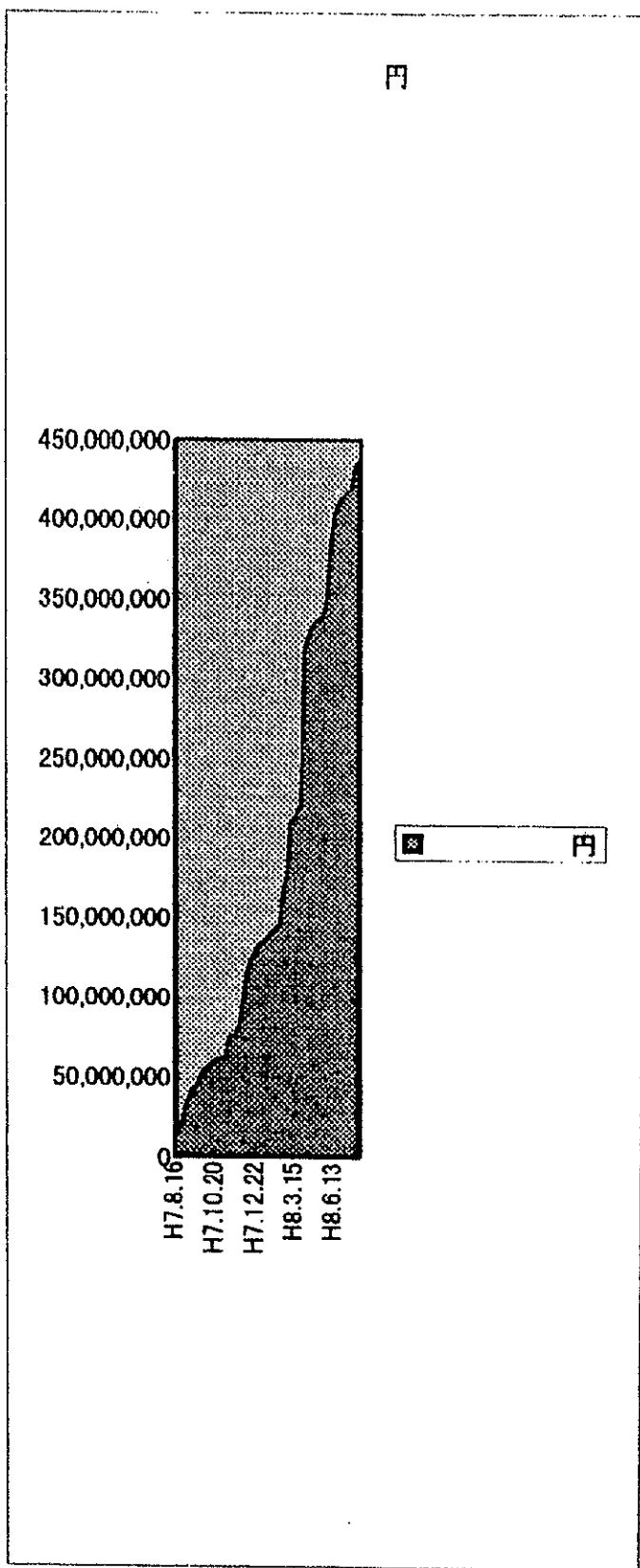
／大宮理里(監修)／空野佳弘(監修)／全国一般長崎連帯支部長崎分会／全国長崎連帯支部
長船努組／全国一般長崎連帯支部／張明子(監修)／花岡裁判支援連絡会議／李義茂
(監修)／指紋カードをなくせ！1990年協議会／山本善彦(監修)／慈雲寺(日本社会監視
監修)／金静伊／ふたたび「従軍慰安婦」をつくるな下町の会／中島栄一／村中文江
／竹内芳郎(監修)／全国一般長崎連帯支部海上運送分会／渡辺昌子／尾形恵(監修)／
妹りりか(監修)／高峰久治(監修)／久貝登美子(監修)／河内愛子／山野和子／河内久
雄／山口津子／加賀谷いそみ(監修)／石川逸子(監修)／高松牧人(監修)／フィリピン人元「慰安
婦」と共に。LUNAS／松本由美子(監修)／全教子(併記の監修を完全尊重せし者連絡会議)／
なくせ！外暴法・つぶせ！入管法の会／柴洋子(監修)／一瀬敬一郎(監修)／広
島平和と生活をむすぶ会／東洋シャッター日鉄裁判を支援する会／笠間ゆき子／函館YW
CA／伊東夫佐／荒井文子(時報編集部監修)／三菱広島・元被用工被爆者の裁判を支
援する会／強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会／湯川恭(監修)／田
中伸尚(ソフィア・ラボ)／本池正治／久池芳昭／判田明夫(老翁慰安婦会議)／山崎一典／中野
博文／「もうひとつの歴史館・松代」建設実行委員会／福間喜美子／若井教子(監修)／都
庁職民生局支部江戸寮裏面会／藤田なぎ／高羽弘美／婦人民主クラブ／山崎昌子(日本社会
監修)／戸井昌造(監修)／菅原充子(監修)／末永栄子／末永慎(監修)／関
眞知(監修)／市瀬清美／向井祥子(監修)／向井良一(監修)／羽山とし子(監修)／羽生慎子
／山本ひとみ(監修)／大野まさき(監修)／中谷悦子(監修)／せたが
や自主講座／佐藤秀夫／韓国労働者支援連絡会議／韓国民衆連帯懇談会／岡田ふみ子(監修)
／東部反戦労働者の会／渡辺良子／関根慶子／在日の慰安婦裁判を支える会／アンボをつ
ぶせ！ちょうちんデモの会／日本キリスト教団四国教区社会部／坂田進(監修)／齋藤尚之(監
修)／中央大学戦後補償問題を考える会／広島の強制連行を調査する会／豊永恵三郎(監修)
／夏原信幸(監修)／白松香夫(監修)／菊山正尋(監修)／元被用工被爆者の裁判を支持する会
／牛尾美保子(監修)／片岡誠(監修)／片岡誠(監修)／松本忠司(GAMA-旗の会)／吉田典子(監修)
／天皇制はいらない！広島ネットワーク／金文善(監修)／秋本実(監修)／川田文子
(ソフィア・ラボ)／小松満貴子(監修)／花村健一(監修)／池田智子／若杉浩平(監修)／豆多敏
紀(監修)／神志那麗昭(監修)／大西歎(監修)／松井義子(監修)／古川佳子(監修)
／神坂玲子(監修)／本多立太郎(監修)／大城盛俊(監修)／吉池俊子(監修)／墨野正樹／平山百子
(監修)／潘場明子(監修)／部落解放同盟東京都連合会墨田支部／メリッサ・ウェンダー
(監修)／長崎龍彦(監修)／道南女性史研究会／戦争に反対し、アジアの人々と共に行動す
る会／増田博光(監修)／立川自衛隊監視テント村／浦島裕二(監修)／戦後補償を考え
る湘南市民の会／アジア共同行動－九州・山口実行委員会／松浦邦彦(監修)／三宅純
子(監修)／家永武男(監修)／セガわ三則(監修)／部落解放同盟東京都連合会墨
田支部／宮西いづみ(監修)／市川洋子(監修)／海第三(監修)／江木義

昭(監修)／岡田雅宏(執)／折本敬子／浦垣紀夫／中島英登利(監修)／小原悟(監修)／都留文科大学生活協同組合労働組合／八代俊長／菊池喜美子／今井恭平(ジャーナリスト)／井川文子／佐藤慶(監修)／飯田訓／三好博幸／西元利子(執)／くにたち「慰安婦」問題を考える会／高戸竹二(ナレーター兼司会人・司会人に対する責任を負う者)／松下憲一(脚)／婦人民主クラブ全羅道議会広島支部／松枝芳子(日本婦女問題人道委員会副会長)／若木信子(日本婦女問題人道委員会)／高良真木(日取引連絡会人道委員会)／浜田糸衛(日本女性問題人道委員会)／日本基督教団團塊・天皇制問題情報センター／鈴木みゆき(脚)／根本敬子／鈴木裕子(脚)／J P M 9 0 S (よたけアソルトビーチ)／豊島かいた(日本人民の団'90)／ききょう(トراج)の会／宮島百合(脚)／戦争と平和ネットワーク山梨／森武雄(駒大教)／井上悦子／井牛徹郎(脚)／三原正式(脚)50年問題をめぐらす会／島岡弘子／中道武美(脚)／木暮茂夫(脚)／泰野真／杉本篤彦／吉沢望／吉沢さかえ／吉沢ゆりか／菊池孔子(脚)／日本カトリック宣教研究所／伊藤清(脚)／(社)神奈川人権センター／松浦基之(脚)／三宅和子／津村幸子／日本キリスト教会「従軍慰安婦」問題を取り組む会／国連・憲法問題研究会／石田甚太郎(もと脚)／久保公子(在日韓国人「慰安婦」をめぐらす会)／前田朗(東京大学歴史)／中国人元「慰安婦」訴訟弁護団／榎本秀子(フリーライター)／高永誠治(駒大教)／鈴木啓介(在日朝・韓人学生の教育をめぐる会)／山田昭次(歴史研究・教育)／千川中学校の教育環境を守る会／池田光明(脚)／杉本儀子(脚)／塙甲子(脚)／池田智恵子(脚)／池田亜希子(脚)／池田麻希子(脚)／大門恵美子(脚)／アジア太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会事務局／戦後責任を問う関釜裁判を支援する会／在日本民主女性会大阪本部／重村達郎(脚)／朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会／藤澤明枝／山口明子／小泉基／小笠原公子／孟信姫／山田英津子／安倍愛樹／飯田智子／大津健一／日本キリスト教協議会女性委員会／西浦昭英(脚)／高橋喜久江(日本キリスト教人道会)／武村二三夫(脚)／太田亜由美／柏木豊／武田菊野／神高教三崎高校分会／都職労特別区一部事務組合支部／日本製鉄元徴用工裁判を支援する会／鶴田ひさ子(人権クラブ全羅道監修)／西村敏子(脚)／田口裕史(737慰安婦問題)／婦人民主クラブ全羅道議会／伊藤孝司(フリーライター)／岡村美知子(脚)／ハルモニと共に歩む会・チョガッポ／神谷宗孝(脚)／生活をめぐらす会)／木元茂夫(脚)／小川純一郎(フリーライバー「慰安婦」をめぐる会)／民衆運動研究所／全日本建設運輸連帯労働組合／日本算「慰安婦」問題を考える会・福山／古谷史子(脚)／日本製鉄元徴用工裁判を支援する綱島の会／日本製鉄裁判を支援する世田谷の会／中部地域平和と生活をむすぶ会／河辺邦夫(総務監修)／井上正信(脚)／相羽孝郎(脚)／広島市教職員組合江波中学校分会／広島県歴史教育者協議会広島支部／小谷一夫／金森裕之(脚)／練馬区職員労働組合／李根昊(脚)8月、737・7t-14(3総務監修)／田中惠子／関西学生ネットワーク／光永サチ子／松本國利／井上由美(大阪市教)／田中充郎(全體監修)／加瀬秀雄／大阪市内南北地域平和と生活をむすぶ会／松田幹雄(大阪明治大歴史会)／鰐家智子／手塚隆寛／国村佳子／大幸恵子(大阪市教と生活をむすぶ)／福井朗／大阪明星学園教職員組合／文貞愛(脚)／小田切哲剛(脚)／豊田雅一／鈴木久志(脚と生活をむすぶ会)／池田宏三(脚)／東京・東部地域平和と生

活をむすぶ会／三多摩地域平和と生活をむすぶ会／芦葦美智子(脚)／梶村道子(脚)／三皆太(脚)／下島義輔(脚)／東海民衆運動センター／平和と生活をむすぶ会／元『従軍慰安婦』の証言を聞く鹿児島県実行委員会／布田秀治(脚)／坂井潤一郎(脚)／木野村経美(脚)／板橋平和と生活をむすぶ会／金英姫(脚)／北口孝(脚)／永井富平和の会／坂内義子(脚)／日本の戦争責任資料センター／中北龍太郎(脚)／村松正俊(脚)／杉原助(脚)／福垣敏彦(脚)／平和と生活をむすぶ三崎水産高校の会／黒井潤(脚)／山崎ひろみ／東洋大学現代史研究会／在日本民主女性会／藤井直実(脚)／横浜市教組保土ヶ谷支部橋中分会／小林和博(脚)／山崎ひろみ／東洋大学現代史研究会／在日本民主女性会／藤井直実(脚)／横浜市教組保土ヶ谷支部橋中分会／小林和博(脚)／山崎ひろみ／東洋大学現代史研究会／在日本民主女性会／藤井直実(脚)／横浜市教組保土ヶ谷分会執行委員会／湯本雅典／本沢陽一／藤村妙子(脚)／外登法・入管法と民族差別を撲滅全羅道議会実行委員会／難波広(737慰安婦問題)／木村雅英(脚)E30会員)／安達洋子(脚)／反戦・反天皇をたたかうグループ南風／青年アジア研究会／長谷川清治(脚)／生活をめぐる会)／平和と生活をむすぶ会京都／安田美香(脚)／ABC議題をめぐる会／河手尚哉／栗原健(脚)／栗原健(脚)／尾澤孝司／有賀精一(脚)／生活をめぐる会)／呉惟秀／呉世元(脚)／和田喜太郎(脚)／木野村周一郎(脚)／アクションよろず／中村知(脚)／生活をめぐる会)／西野季(脚)／南波正男(脚)／杉田謙太郎／佐々木重雅／石田貴美恵／日本のアジア侵略史を考える市民講座実行委員会／京都大学行動委員会／高幸仁(脚)／松浦賢治／櫻川伶子(脚)／伊藤聰子(脚)／楠正昭(脚)／町田忠昭／金成浩(脚)／岡安十三二(脚)／ABC議題をめぐる会)／全労協全国一般東洋印刷分会／佐武健一(脚)／武藤弘佳(脚)／朴在哲(脚)／朴在哲(脚)カンペ'96)

【435 団体・個人】

日付	円
H7.8.16	14,549,933
H7.8.18	17,655,449
H7.8.23	20,699,563
H7.8.25	32,235,924
H7.9.1	37,880,269
H7.9.8	43,139,044
H7.9.14	44,756,983
H7.9.22	50,191,561
H7.9.29	55,049,281
H7.10.6	56,912,959
H7.10.13	58,530,501
H7.10.20	60,711,987
H7.10.27	61,431,606
H7.11.2	61,855,390
H7.11.10	63,540,711
H7.11.17	74,632,828
H7.11.20	76,093,148
H7.11.24	77,374,038
H7.12.1	85,879,400
H7.12.6	102,842,555
H7.12.8	116,515,222
H7.12.15	124,568,767
H7.12.22	129,069,461
H8.1.4	133,754,507
H8.1.12	134,990,889
H8.1.18	135,948,788
H8.1.26	139,971,669
H8.2.2	142,987,169
H8.2.8	144,457,949
H8.2.16	146,851,262
H8.2.23	168,591,616
H8.3.1	176,112,186
H8.3.8	211,214,928
H8.3.15	213,432,168
H8.3.22	217,213,915
H8.3.29	221,177,740
H8.4.12	318,853,124
H8.4.19	326,750,897
H8.4.26	332,825,585
H8.5.10	336,291,308
H7.5.17	338,441,721
H8.5.24	340,072,943
H8.5.31	347,011,005
H8.6.7	378,154,182
H8.6.13	401,254,182
H8.6.28	408,647,704
H8.7.5	413,385,600
H8.7.10	414,738,485
H8.7.18	418,231,279
H8.7.24	419,836,382
H8.7.31	434,527,446
H8.8.8	437,324,404



謹啓

日本國政府と國民の協力によつて生まれた「女性のためのアジア平和國民基金」は、かつて「従軍慰安婦」にさせられて、悲しがたい苦しみと経験された貴女に対して、ここに日本國民の償いの気持ちをお届けいたします。

かつて戦争の時代に、旧日本軍の関与のもと、多數の慰安所が開設され、そこに多くの女性が集められ、將兵に対する「慰安婦」にさせられました。十六、七歳の少女ちふくまれる若い女性たちが、そうとも知らずに集められたり、占領下では直接強制的な手段が用いられることもありました。貴女はそのような犠牲者のお一人だとうかがっています。

これは、まことに女性の根源的な尊厳を踏みにじる残酷な行為でありました。貴女に加えられたこの行為に対する道義的な責任は、總理の手紙にも認められているとおり、現在の政府と國民も負つております。われわれも貴女に対して心からお詫び申し上げる次第です。

貴女は、戦争中に耐え難い苦しみを受けただけでなく、戦後も五〇年の長きにわたり、傷ついた身体と残酷な記憶をかかえて、苦しい生活を送つてこられたと詳察いたします。

このような認識のもとに、「女性のためのアジア平和國民基金」は、政府とともに、過去一年間、國民に募金を呼びかけてきました。こころある國民が積極的にわれわれの呼びかけに応え、拠金してくれました。そうした拠金とともに送られてきた手紙は、日本國民の心からの謝罪と償いの気持ちを表しております。

もどより謝罪の言葉や金錢的な支払いによって、貴女の生涯の苦しみが償えてものとは毛頭思いません。しかしながら、このようなことを二度とくりかえさないという國民の決意の趣として、この償い金を受けとめて下さるようにお願いいたします。

「女性のためのアジア平和國民基金」はひきづき日本國政府とともに道義的責任を果たす「償いの事業」のひとつとして医療福祉支援事業の実施に着手いたしました。さらに、「慰安婦」問題の眞実を明かにし、歴史の教訓とするための資料調査研究事業も実施してまいります。

貴女が申し出てくださいり、私たちはあらためて過去について目とひらかされました。貴女の苦しみと貴女の勇気を日本國民は忘れません。貴女のこれから的人生がいくらかでも安らかなものになるようにお祈り申し上げます。

一九九六年 月 日

財團法人 女性のためのアジア平和國民基金

理事長 原 文兵衛